

新型コロナウイルス対応ガイドライン

HS コーポレーション

作成者	株式会社 HS コーポレーション
作成日	2020年4月1日
最終更新日	2020年5月5日

目次

新型コロナウイルス対応ガイドライン.....	1
目次.....	2
はじめに.....	3
患者様への注意喚起.....	4
ホームページ・SNS 等.....	4
院内掲示・院内検温のお願い.....	4
院内環境における対応.....	5
院内衛生確保・感染防止対処.....	5
社員の健康管理.....	6
一日の流れ.....	6
チェック体制.....	6
感染情報連絡網.....	6
感染者情報に接した場合の対処.....	7
通院患者様が感染していた場合.....	7
社員が感染した場合.....	8
社員の同居・家族が感染した場合.....	8
相談窓口.....	9
埼玉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口(大宮院).....	9
千葉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口(行徳院・分院・妙典院・京成大久院).....	9
東京都 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口(23区該当院).....	10

はじめに

世界レベルで新型コロナウイルス感染が拡大する中、日本国内に於いても感染拡大防止に向けて、官民一体となって対策を講じておりますが、感染拡大が収まらなければ国民の健康被害は基より経済的な被害も深刻な問題です。

弊社から、そしてこの業界から感染者を出さない、感染者の侵入を水際で防ぎ、感染防止対策を徹底するとともに、発生時の具体的な対応をあらかじめ定めておくことが重要です。

各院の患者様、並びに社員の生命と健康を守るために、対応指針が必要不可欠であると考えます。

よって弊社では我々の職種の特性に即した、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ運営ガイドラインを定め、ガイドラインに沿った店舗運営に励んで頂くことを求めます。

また、弊社は東京都の要請の指示に従い整骨院事業、訪問事業、トレーナー事業の運営を行っていきたくと思っています。

弊社の当面のテーマは、

「感染しない、感染させない」

地域医療の担い手として、しっかりと患者さまと向き合って治療、施術を行っていきたくと思っています。

弊社の理念は

「健康を通じて人々を幸せにする」

ご協力お願いします。

株式会社 HS コーポレーション

代表取締役 星野 修

患者様への注意喚起

ホームページ・SNS 等

来院時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛 を HP やラインアット、タイムライン、SNS、または院内掲示で患者様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求める。

HP 上の実際の文面

感染拡散防止のため以下の点を厳守の上ご来院頂きますようお願い申し上げます。

以下に該当する点がある患者様の来院は断りさせていただいております。

- ※風邪の症状（発熱 37.5 度以上・くしゃみや咳・のどの痛み）がある方。
 - ※体のだるさや息苦しさがある方。
 - ※呼吸器疾患、胸部不快感のある方。
 - ※流行地域・場所への渡航歴・滞在歴のある方。
 - ※同居家族や身近な知人に新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方。
- 何卒宜しくようお願い申し上げます。

補足

特に東京都では潜在的に誰が感染しているのかわからないので、一層の対策が必要。

院内掲示・院内検温のお願い

感染症に関する国の緊急事態宣言、または注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスク、飛沫防止メガネを着用することの告知

患者様には、施術を受ける前の検温のお願い。

患者様にマスク着用をお願い。

院内環境における対応

院内衛生確保・感染防止対策

院の入口・待合

入口への手指消毒剤配置と消毒※1・患者様自身のマスク着用の徹底※2

入室前の患者様の検温（37・5° 以上はお断りいただく）

※1 推奨薬剤（エタノール・次亜塩素水） ※2 マスクは各院に在庫を置き持っていない場合 60 円での販売

バックヤード・トイレ

午前午後の診療前の清掃・除菌の通常以上の徹底。

洗面所の水道、トイレ、出入口のドアノブ、など不特定多数が触れる箇所のこまめな除菌、清掃の実施及び実
施済み管理簿の設置。（最低推奨回数：2時間に1回）※電話機や iPhone・iPad など。

施術スペース・ベッド等

施術ベッドに使用するタオル等は施術毎に都度交換する（かけるタオルは毎回アルコールスプレーをし、敷く
タオルは使わない）、顔枕・足枕は施術毎に除菌する（ストレッチポール等を用いた場合はその都度除菌する）
ベット間のカーテンは固定して閉めておく。

患者様対応時

来院者には来院時早期に体温測定を行い、1 回目の測定で 37,5℃以上を検出した場合、続けて合計で 3 回測定
を行うようにし、3 回中 2 回以上 37,3℃以上が計測された場合、その日の治療をお断りし、自宅安静を促す。
上記の患者様には自宅での接触体温計による体温測定を要請し、翌日以降に電話にて、その後の経過を伺うこ
ととする。

体温は患者個人情報にあたるため、院内での大きな声での読み上げ等を行わず、プライバシー保護の観点が大
切にして本人に計測結果をお伝えするようにする。

37,5℃以上を検出した場合、検温した社員は、早急に手洗いうがい・顔洗い・マスクの交換・手指と検温器の
アルコール消毒を可及的速やかに行う。

その他

術者は全員マスクと飛沫防止メガネの施術中の着用を義務付ける。

患者様には必ずマスク着用をお願いする（うつ伏せ時には外してもよいが、起き上がる際に再着用していただ
くよう指導する、顔枕の消毒はより丁寧に行う）

施術前に手指の消毒をしたら、施術後の消毒まで目や鼻などの顔やマスクを触らないこと。

社員の健康管理

一日の流れ

- ① 社員全員の体温チェックを徹底、37.5 度以上は即出勤停止とし、本部へ連絡 (LD→MG→SV 統括→代表) 出社時と午後診療前、退社時にチェックし、その結果を記録し上長が確認感染予防対策 LINE に報告。
- ② 出勤時からマスクを、飛沫防止メガネの着用は朝礼から徹底し診療時間中は厳守、終礼後外してよい。
- ③ 施術した患者様ごとに毎回の手指アルコール消毒、定期的なうがい。
- ④ 食事、休憩時間の濃厚接触の回避 (向き合って食べない)
- ⑤ 通勤と施術ズボンは分ける、白衣・ズボンは必ず前日分を毎日翌朝洗う (院の洗濯機の使用可)
- ⑥ 社員の家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻出社停止とし他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施 (フローチャート参照)

※感染症に関する国の緊急事態宣言、または注意喚起が解除されるまでの期間中は朝礼での挨拶訓練、理念の唱和は行わなくてよい。

チェック体制

WEB カメラ

各店舗に設置されている「WEB カメラ」を用いて、本部監理者 (SV・統括) が実際に現場でガイドラインの順守が遂行されているか？常にチェック体制をとっている (管理責任者シフトあり)。
なされていない場合は直接電話をし、院長・管理者を指導。

体調管理

各院ごと、社員一人ひとりの体温測定を朝・昼・夜に分けて Excel に入力、cloud 上で共有管理、週末に「感染予防対策 LINE グループ」に写メを上げる。
37℃以上の社員については、その都度各リーダーから「感染予防対策 LINE グループ」に報告をあげるルール。

感染情報連絡網



感染者情報に接した場合の対処

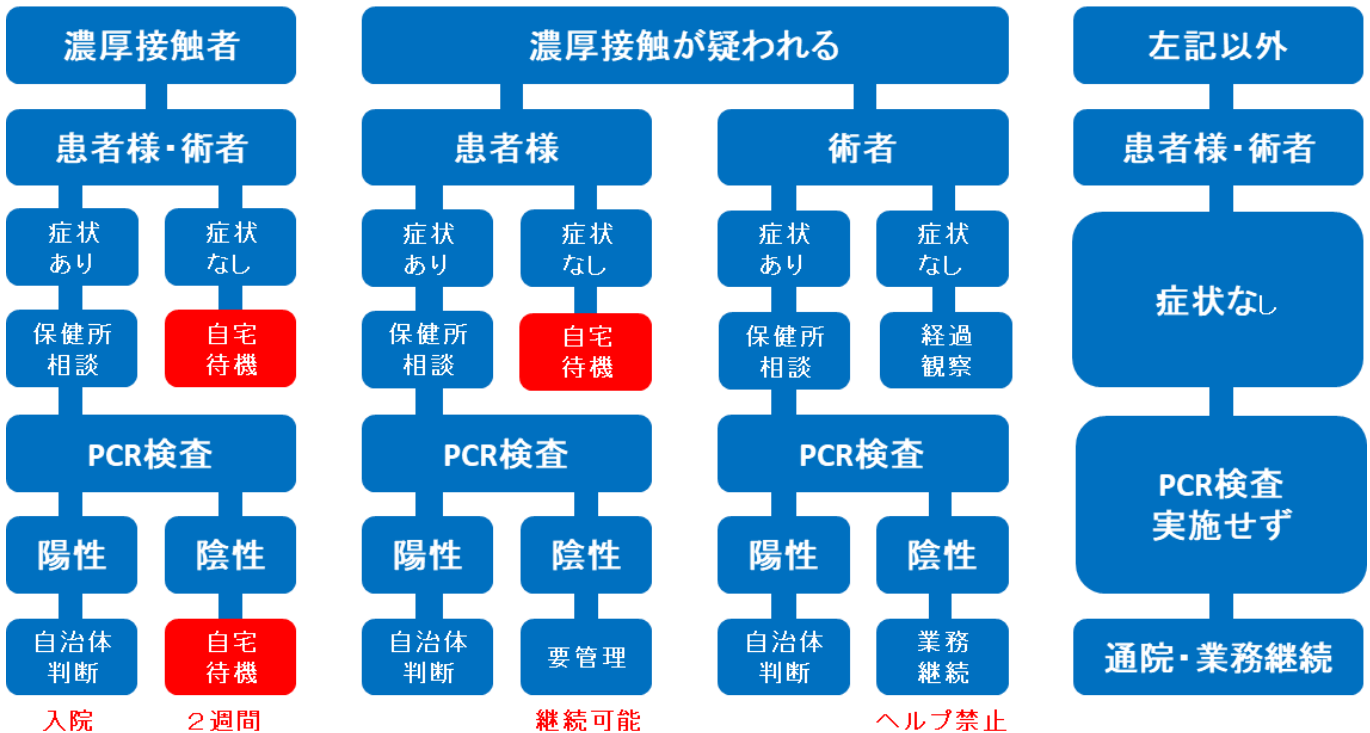
通院患者様が感染していた場合

- ① 先ず、即時に本部へ連絡（LD→MG→SV・統括・代表）※P11 感染者情報報告書の提出
本部から指示を出し、当該院から保健所へ通告。（求められる情報を速やかに開示）
※下記の緊急時の各保健所・相談センター参照
来店者情報の抽出。
※特に感染者の入店時から退店の一時間後くらいまでに来院されていた患者様のリストアップ
- ② 保健所の指示に従った上で早い段階で、必要となれば休診決定し、関係者へ周知を図る。
予約患者様へ電話・LINEなどを活用する。
- ③ 休業期間については、所轄保健所により指揮の有無が異なるのが現状、意志疎通に留意する。
- ④ 院の汚染が発生すると専門業者による店舗消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておく。

患者様の同居人が感染していた場合

フローチャート

患者様・術者の家族に感染者(PCR陽性)が出た際の対応



社員が感染した場合

社員側の対応

以下の(1)(2)の症状が継続している場合は感染の疑いがあります。会社に報告をしましょう。

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

その後、連携を図りながら相談センター、医師、保健所からの指示に従う。

会社側の対応

社員からの報告

社内のフローチャート順に報告をします。

所轄の「帰国者・接触者相談センター」で相談をしてもらうよう従業員に伝えます。(下記参照)

その後の対応は、相談センター、医師、保健所からの指示に従いましょう。

出社についてはP7のフローチャートに従う。

その他

濃厚接触者の判定のため、保健所の調査が入るようです、その場合感染者の行動内容を本人も会社側も整理します、シフトによる接触者の抽出、カルテによる施術患者の抽出など、保健所に提出の場合、個人情報にかかわることも出てくるので、本人への連絡も責任者は行う(責任者が感染者の場合リーダーもしくはマネージャー) ※会社は、症状が出始めた日以降の行動を全て把握することが必要です。

社員の同居・家族が感染した場合

社員側の対応

会社へ下記を報告しましょう。

1. 濃厚接触者と判定されたか、されなかったか。
2. その他、相談センター、医師、保健所から伝えられた内容。

会社側の対応

上記の内容の報告を求めましょう。

症状が出ていない場合でも、出社停止を指示する。

※基本はP7のフローチャートに準じます。

相談窓口

埼玉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（大宮院）

お問い合わせ〔一般の相談〕

埼玉県 保健医療部 保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当
郵便番号 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 衛生会館 2 階
電話：[048-830-3557](tel:048-830-3557) ファックス：048-830-4808

さいたま市

一般的なお問い合わせなどの相談窓口：お住まいの区役所保健センターに御相談下さい。

○相談窓口（平日昼間 8:30～17:15）

・大宮区保健センター TEL[048-646-3100](tel:048-646-3100) FAX 048-646-3169

帰国者・接触者相談センター〔疑いの相談〕

(1) 平日昼間（8 時 30 分～17 時 15 分）

市設置の保健所等

名称 電話番号 FAX 番号

さいたま市

・大宮区保健センター TEL[048-646-3100](tel:048-646-3100) FAX 048-646-3169

(2) 土曜・日曜休日昼間（8 時 30 分～17 時 15 分）

保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当 [048-830-3557](tel:048-830-3557)

(3) 夜間（17 時 15 分～8 時 30 分）

埼玉県救急電話相談 #7119 ※ #7119 は、新型コロナウイルス感染症に限定した窓口ではありません。

「帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安」に該当しない場合でも、24 時間 365 日相談は可能です。

千葉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（行徳院・分院・妙典院・京成大久院）

1. 電話相談窓口（コールセンター）〔一般の相談〕

（電話番号）[043-223-2640](tel:043-223-2640)

（対応時間）午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日を含む）

（対応内容）新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出た時の対応など

2. 帰国者・接触者相談センター〔疑いの相談〕

発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかの対応等について相談していただくための相談窓口です。

相談いただく目安は、上記の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をご参照ください。

(1) 平日／健康福祉センター（保健所）の帰国者・接触者相談センター

健康福祉センター（保健所）の帰国者・接触者センターの受付時間は、平日、午前 9 時から午後 5 時までです。

電話相談窓口一覧／名称／電話番号

習志野健康福祉センター（習志野保健所）[047-475-5154](tel:047-475-5154)

市川健康福祉センター（市川保健所）[047-377-1103](tel:047-377-1103)

(2) 土曜日、日曜日、祝日／電話相談受付（県庁）

電話相談受付（県庁）の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日の午前 9 時から午後 5 時までです。（電話番号）[043-223-2989](tel:043-223-2989)

(3) 平日、土曜日、日曜日、祝日の時間外（午後 5 時から午前 9 時まで）／受付

上記(1)の各健康福祉センター（保健所）の電話番号におかけください。コールセンター対応等となります。

東京都 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（23区該当院）

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口〔一般の相談〕

（電話番号）[03-5320-4509](tel:03-5320-4509)

（対応時間）9時から21時まで（土、日、休日を含む）

（対応内容）感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談〔疑いの相談〕

荒川区 荒川区保健所 [03-3802-4243](tel:03-3802-4243) 平日 8:30-17:15

江戸川区 江戸川保健所 [03-5661-1124](tel:03-5661-1124) 平日 9:00-17:00

大田区 大田区保健所 [03-5744-1360](tel:03-5744-1360) 平日 8:30-17:15

葛飾区 葛飾区保健所 [03-3602-1376](tel:03-3602-1376) 平日 8:30-17:15

江東区 江東区保健所 [03-3647-5879](tel:03-3647-5879) 平日 8:30-17:15

品川区 品川区保健所 [03-5742-9105](tel:03-5742-9105) 平日 9:00-17:00

墨田区 墨田区保健所 [03-5608-1443](tel:03-5608-1443) 平日 9:00-17:00

豊島区 池袋保健所 [03-3987-4179](tel:03-3987-4179) 平日 9:00-17:00

感 染 者 情 報 報 告 書

令和 年 月 日

報 告 者

発病院		院長		上長	
-----	--	----	--	----	--

患 者 情 報

来院	年 月 日	患者		男女 (才)	感染情報 本人 家族
----	-------	----	--	----------	------------

感 染 情 報

通 院 履 歴

来院日	治療内容	VM担当者	その他接触術者
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

接 触 が 考 え ら れ る 患 者

今 後 の 対 策